

## 4 . 環境政策の改善

### 4 . 1 . 環境政策改善に向けた動き

EUは2000年3月に行われたリスボン会議において、欧洲域内を2010年までに世界で最も競争力があり、経済成長と雇用創出を持続できる知識基盤型社会に改革するとの目標を設定した。しかしリスボン戦略をEUが実現するためには、EU政策の軌道修正を余儀無くされており、そのために実施しなければならない措置のひとつが環境規制の統合化と規制緩和と見られている。

こうした状況を改善するため、2004年秋に発足した新EU委員会は、フェアホイゲン産業担当委員（独）を中心にEU法規の緩和によって産業界寄りの産業政策を打ち出してきた。

EU法規の改革は2002年6月5日の規制改革行動計画から開始されてはいたものの進展していなかったことから、新EU委員会は2005年3月にEUの経済成長と雇用拡大を目的として規制改革を行うとする計画を発表した。それに基づき、2005年9月27日にはEU委員会が提案していた法規案183件のうちの3分の1を超える68件の提案を撤回することが提案された。さらに2005年10月25日には、3年計画でインターネットによる聴聞を行いながら全体で1000を有に超える法規から222件の基本的な法規を選出して、廃止、集大成化、再編（簡素化、規格化、格下げなど）修正を行うとした。まず最初にその対象となるのは、規制が複雑になっている自動車、廃棄物管理、建設関係の法規で、次ぎに食品、化粧品、医薬品、サービスに関連する法規がその対象になるという。

廃棄物関係で検討の対象となっているのは、現在のところ以下の通り。

- ・1975年7月15日の廃棄物枠組み指令75/442/EEC、1991年3月18日の指令(91/156/EEC)で改正

第6次環境行動計画の枠内で規定される廃棄物のテーマ上の戦略として再編、簡素化される（以下の4.2.項参照）

- ・1975年6月16日の廃油指令75/439/EEC：

前述した廃棄物のテーマ上の戦略の枠内で廃止される。

- ・2000年12月4日の廃棄物焼却指令(2000/76/EC)

- ・2001年4月27日の環境監査システム(EMAS)指令(76172001/EC)：

中小企業の参加をより容易にするため、コンセプトの再編、修正について検討される。

- ・廃電気電子機器指令2002/96/EC(WEEE)と電気電子機器有害物質の使用制限指令2002/95/EC(RoHS)：

施行後の実施状況、経験の蓄積、技術水準の状況、環境基準上の要求の適正などを配慮して、再検討される（ただし、指令の条文にも例外の追記など再検討の可能性が記述されている）。

#### 4 . 2 . 環境政策改善に向けた具体例

前項で記述した環境政策を改善、簡素化する動きは、単にそれだけを目的とするのではなく、第 6 次環境行動計画の枠内で検討されている廃棄物のテーマ上の戦略を策定することと関連して実施されている。

前述の 2 . 2 . 4 . 項で 2003 年 5 月 27 日のテーマ上の戦略草案 ( COM(2003)301final ) が関係者からの聴聞や欧州理事会と欧州議会での審議を経て、立法化に向けた最終案がまとめられたと述べた。これは、EU の廃棄物政策の基点となっている 1975 年 7 月 15 日の廃棄物枠組み指令 ( 75/442/EEC ) 1991 年 3 月 18 日の指令 ( 91/156/EEC ) で改正、を改正する欧州理事会と欧州議会の廃棄物指令案 ( COM(2005)667final ) の形で実現され、指令案は 2005 年 12 月 21 日に提示された。

##### 4 . 2 . 1 . 指令案の背景

指令案は、EU 環境法の構造と主な法規に影響がないようにしながらも、1975 年 7 月 15 日の廃棄物枠組み指令 ( 75/442/EEC ) 1991 年 3 月 18 日の指令 ( 91/156/EEC ) で改正、の規定をより最適化することを目的としている。そのため、廃棄物管理に関する加盟国の状況をできるだけ配慮して廃棄物管理を実現できるように、できるだけフレキシブルな規定とすることが意図された。その結果、これまで通り枠組み指令の形態を踏襲し、加盟国が政策を遂行するに当たって国内で指令の主意に沿って独自に立法化することを定める EU 条約 175 条を法的基盤とすることになった。

1975 年 7 月 15 日の廃棄物枠組み指令 ( 75/442/EEC ) の改正が決定されたのは、第 6 次環境行動計画における廃棄物のテーマ上の戦略を策定するに当たり、

- ・旧枠組み指令における概念の規定が必ずしも明確でなく、廃棄物、再利用、処分の定義にあいまいさがあることが判明した
- ・第 6 次環境行動計画における廃棄物のテーマ上の戦略では、現在の廃棄物管理状況を反映させて、製品のライフサイクルのすべての過程で廃棄物の抑制を行うという新しい廃棄物政策を導入しており、この目標を枠組み指令に反映させる必要が出てきた
- ・新しい廃棄物政策では、最低要求を規定したり、どの時点から廃棄物が廃棄物でなくなるかを規定するなど廃棄物規定の標準化を目指しており、この原則が枠組み指令においても盛り込む必要が出てきた

ことが明らかとなつたからで、それに合わせて、現状に合わない規定や不明確な規定も削除、修正された。なおそれに伴い、廃油指令 ( 75/439/EEC ) が廃止されると同時に、有害廃棄物指令 ( 91/689/EEC ) の内容が新しい廃棄物枠組み指令案の中に盛り込まれ、それによって有害廃棄物指令も廃止されることになった。さらに、総合的汚染防止管理 ( IPPC ) 指令と重なる可能性のあるものに

については、加盟国で規制が二重にならないよう配慮された。

#### 4.2.2. 指令案における主な特徴

新しい廃棄物枠組み指令案において、改正、改善されている主な特徴を挙げると、以下の通りとなる。

##### 1) 環境政策の目標が明確にされた：

廃棄物政策の目標が、廃棄物の抑制にあること、そしてそれが製品のライフサイクル全体において実施されることが明確にされた。

##### 2) 廃棄物管理に関する概念の定義を明確にした：

廃棄物管理の流れにおける廃棄物の定義（どこまでが廃棄物とになすのか）、再利用と処分の区別、有害廃棄物を混合する場合の条件などが明確にされ、概念が統一された。

##### 3) 最低要求を導入した：

廃棄物管理に関して最低限規定しなければならない要求を明確にすることで、加盟国が自国の事情に適合させて自国の廃棄物政策を策定することを義務付けた。

##### 4) 規制を簡素化した：

廃棄物管理に関して概念の定義を明確とするとともに、最低要求を規定することで、規制を簡素化した。さらに指令案によって、2つの指令が廃止されたほか、総合的汚染防止管理（IPPC）指令の規制との重複が回避された。

#### 4.2.3. 指令案の個々の内容

##### ・第1条：

EU 廃棄物政策では、廃棄物の抑制、再利用、リサイクルの順に優先されてきたが、この原則を変更せずに、資源の効率利用を基盤として廃棄物の発生と廃棄物量を抑制することが、廃棄物政策の目標であることが明確に規定された。

##### ・第2条：

廃棄物規制の対象となる廃棄物が明確にされ、放射性廃棄物、バイオマスとして利用される農業副産物、有機廃棄物、汚染土壤、病気に感染した動物の死骸が廃棄物規制の対象から除外された。

##### ・第3条：

廃棄物の基本定義は変更されないが、第 III 編によって廃棄物が廃棄物と見なされなくなる条件が明確にされた。再使用の概念が、容器包装廃棄物指令の概念に適合された。また回収が、適切な廃棄物処理施設に廃棄物を輸送するためのものであると定義された。

##### ・第4条：

廃棄物一覧（有害廃棄物）は、EU 委員会が作成したものでなければならないことが規定された（1.3.項1）参照）。

- ・第 5 条：  
再生利用（リサイクル）法が明確に定義された（附属書 II）。
- ・第 6 条：  
処分が定義され、無規制の処分は禁止された。処分として認められる処分方法は附属書 I に挙げられた。
- ・第 9 条：  
廃棄物の処理コストには、再生利用、リサイクルによって発生するコストも含まれることが明確にされ、これらのコスト全体が廃棄物の所有者と発生者によって負担されなければならないことが明確に規定された。
- ・第 編第 11 条：  
廃棄物が廃棄物と見なされなくなる条件が、再生やリサイクルによって製造される二次製品、二次材料が環境全体に悪い影響を与える、二次製品、二次材料の市場があることが確認される場合と規定された。
- ・第 編第 12 条から 15 条：  
有害廃棄物指令（91/689/EEC）の内容が盛り込まれた。ここでは、これまでの有害廃棄物指令（91/689/EEC）と異なり、附属書 III で有害性を定義することで、ここでは直接定義していないが、一般家庭ごみの定義が明確になった。
- ・第 16 条：  
有害廃棄物の分別義務が有害廃棄物指令（91/689/EEC）から盛り込まれた。ここでも有害廃棄物の混合の禁止に関して例外規定が盛り込まれた。ただし例外は、混合に関して最善の技術が利用される場合に限定された。
- ・第 17 条：  
有害廃棄物の表示はこれまで通りとなる。
- ・第 18 条：  
廃油指令（75/439/EEC）から廃鉱油の分別回収義務が盛り込まれた。
- ・第 19 条：  
再生、リサイクルする施設、企業に対する認可規定。内容的には変化なし。
- ・第 20 条：  
総合的汚染防止管理（IPPC）指令による認可を取得した施設、企業には、廃棄物枠組み指令に準じた認可が不要になることが規定された。
- ・第 22 から 24 条：  
廃棄物発生地において自力で廃棄物処理を行う施設、企業と、廃棄物を再生利用する施設、企業には、廃棄物枠組み指令に準じた認可は不要となる。
- ・第 25 条：  
廃棄物の回収、輸送、取引するものには、認可は必要ないが、登録を義務付けられる。さらに、これらの行為に最低要求を課すことができるようになる。
- ・第 26 条：  
廃棄物管理計画に含まれていなければならない事項が規定され、廃棄物管理

計画が製品のライフサイクルを配慮して作成されなければならないことが規定された。

- ・第 29 から 31 条：

廃棄物の抑制を実現するための計画の作成が加盟国に義務付けられる。実施されるべき施策例は附属書 IV に列挙されているが、これは統合製品政策（III）の原則を踏襲している（3.1.項参照）

- ・第 32 条：

廃棄物管理体系に関わる施設、企業の監督が強化される。特に、回収された廃棄物の出所と行き先が厳しくコントロールされる。

その他の条文の内容には、大きな変更はない。